

1. 輸出貿易管理令 別表第2関連物質 該当・非該当判定用パラメータシートの記入方法

(1)本パラメータシートは、下記の政省令に基づくものである。

- [政令]: 「輸出貿易管理令」(以下「輸出令」と略する): 昭和24年 政令第378号
 「麻薬及び向精神薬取締法施行令」: 昭和28年 政令第57号
 「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」: 平成6年 政令第308号
 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」: 昭和49年 政令第202号
 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」: 平成27年 政令第378号
- [省令]: 「輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令」
 : 平成4年 通商産業省令第38号
- [告示]: 「輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第2の35の3の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定めるもの」
- [運用通達等]: 「輸出貿易管理令の運用について」
 最終改正: 令和7年10月15日公布、令和7年10月22日施行輸出注意事項2025第24号
 「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」(*)
 最終改正: 令和7年3月3日公布、令和7年3月17日施行輸出注意事項2025第5号
 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A, 附属書B, 附属書(*)
 C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」
 最終改正施行: 令和3年1月27日 輸出注意事項2021第5号
 「化学物質の輸出承認について」(*)
 最終改正: 令和8年3月16日公布、令和8年4月1日施行輸出注意事項2026第8号
 「特定水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」(*)
 最終改正: 令和3年1月27日 輸出注意事項2021第5号

(2)本パラメータシートの対象貨物範囲は、下記の通り

貨物名	輸出令別表第2の項番	物質リストの様式番号
麻薬及び向精神薬原料関連	21の3の項	別2-21-3項物質リスト
オゾン層を破壊する物質関連	35の項	別2-35項物質リスト
ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連	35の3の項	別2-35-3項物質リスト
水俣条約で規定する特定の水銀(※)	35の4の項(1)	無し

※ 35の4の項(2)の水銀使用製品等は本パラメータシートでは扱わない。

但し、輸出令別表第2には上記以外の貨物も掲載されているので、本パラメータシートで非該当と判定された場合であっても他の項に該当しないかどうか確認すること。

(3)各項のパラメータシート、物質リスト、運用通達の解釈の各々の右上には下記に示す2つの日付が表示されている。

	21の3の項	35の項	35の3の項	35の4の項(1)
パラメータシート	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応
物質リスト	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	
運用通達の解釈		CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応	CISTEC yyyy.mm.dd □□年□□月□□日施行政省令等対応

上記各々の意味は下記に示す通りである。

CISTEC yyyy.mm.dd: 表紙に表示される出版物としてのパラメータシートの発行日付。

□□年□□月□□日施行政省令等対応: 上記1.(1)に示す各項の重要通達(*)のパラメータシートの該非判定に係る最終の改正の日付。

- (4)様式で示された質問に対し、回答欄の □内に「レ」あるいは「×」を記入し、回答欄に表示されている指示に従いチェックを進めること。
- (5)判定しにくい場合、又は条件付きの場合は、記入欄にその旨記入すること。
- (6)質問欄の上部の「貨物名」「メーカー名」「品種及び等級」は当該様式の全ページに記入すること。
- (7)パラメータシート最終判定が該当となった場合、「輸出貿易管理令」による輸出承認申請が必要。これは承認可否とは別である。
- (8)除外規定の運用通達の2-1-1(5) 輸出令別表第2の解釈(イ)(ロ)(ハ)が適用され、非該当になるケースは限定的であるので、特に慎重に適用可否を検討すること。
- (9)当該様式の「作成責任者」の欄に記入の上、捺印すること。